

令和 7 年度

三郷市チャレンジ農業支援事業費補助金 募集案内

1 補助制度

この制度は、三郷産農産物のブランド化・6次産業化・新特産品の研究開発に取り組む農業者等に対し

予算の範囲内で事業費を補助する制度です。

2 補助内容

1 補助 対象者	市内農業者を5名以上含み構成する農業団体。 ※ただし、6次産業化事業については農業者個人での申請が可能。 ※農業者個人で申請する場合は市税を完納していること。
2 補助対象 事業	次の(1)(2)(3)のいずれかに該当する事業。 (1)三郷産農産物のブランド化事業 (2)三郷産農産物を使用した6次産業化事業 (3)新特産品の研究開発事業
3 補助対象 経費	(1) 専門員、指導員等の謝金及び旅費 (2) 研修、マーケティング活動、P R・販売促進活動等に要する旅費 (3) 原材料費（パッケージ等の原材料費を含む。） (4) 外注加工費、技術コンサルタント委託料、試験検査手数料、デザイン委託料等 (5) イベント出店又は販売促進に係る広告又は宣伝に要する経費 (6) 商標登録等に要する経費 (7) 事業に要する機械、資材、資料等の購入費 (8) その他、事業を行う上で市長が必要と認める経費 ※事業を行うため直接必要な最低限の経費。
4 補助率	対象経費の100%（千円未満の端数は切り捨て）
5 補助金額	上限50万円
6 募集期間	令和7年4月1日（火）～5月23日（金）

3 予算額

50万円

4 申請等の手続き

(1) 申請に当たっては、農業振興課において事前相談が必要です。

(2) 申請書類の提出

本補助金の交付を希望される方は、以下のとおり書類を提出してください。

(書式等については、事前相談時にお渡しいたします。)

【提出書類】

- ①三郷市チャレンジ農業支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書
- ③事業に係る見積書
- ④市税納税証明書（農業者の場合）
- ⑤定款又は規約並びに団体の役員及び構成員の名簿（農業団体の場合）
- ⑥その他市長が必要と認める書類

【提出先（お問合せ先）】

三郷市 地域振興部農業振興課

住 所：〒341-8501 三郷市花和田648-1

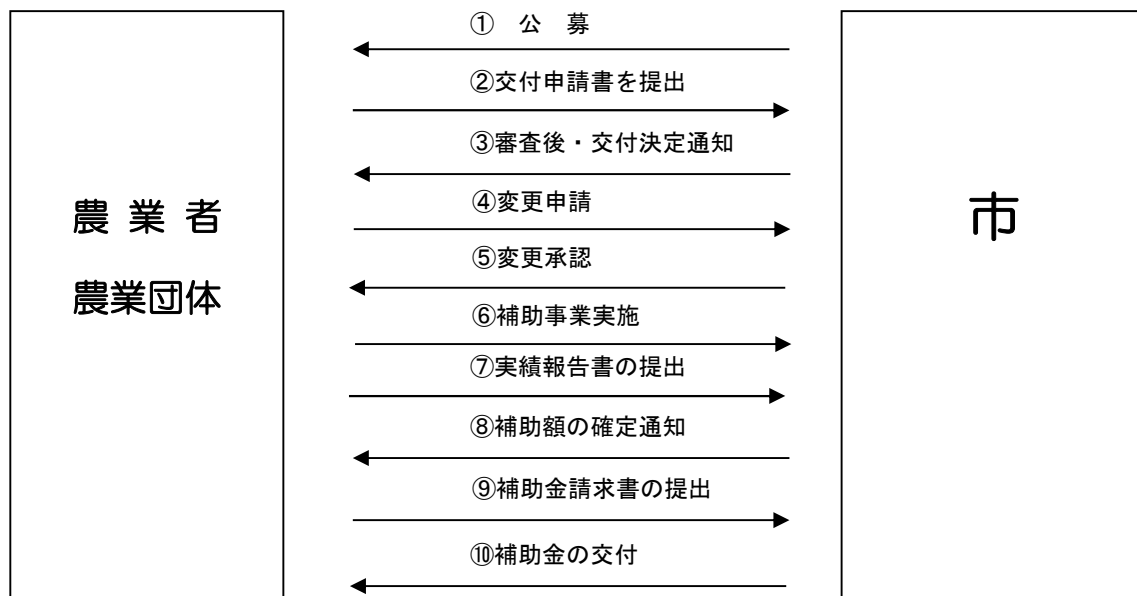
電 話：048-930-7722(直通)

(3) 審査の実施

申請書類を受付後、農業振興課で審査し、三郷市農政審議会の意見を伺い、採択の可否を決定します。

※審査の結果、採択されないこともありますので、ご了承ください。

5 補助事業の流れ



6 注意事項

(1) 事前相談について

- 申請に当たり、農業振興課と事前相談を行ってください。(要件・内容等の確認)

(2) 申請経費について

- 申請に係る一切の費用は申請者ご自身の負担となります。

(3) 補助対象経費について

- 補助金の交付決定前に発注、購入、契約等を実施したものは補助対象となりません。

(4) 補助事業実施中・実施後

- 交付決定を受けた内容に変更がある場合は、変更承認申請が必要な場合がありますので、事前に農業振興課へご相談ください。
- 必ず年度末までに事業を完了し、実績報告を行ってください。
- 事業実態の調査、確認のため現場調査を行う場合があります。
- 補助事業者は、補助対象経費の収支状況等を証する書類（見積書、発注書、契約書、納品書、請求書、領収書、通帳等）を整備し、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存する必要があります。



【問い合わせ】

**三郷市 地域振興部 農業振興課
農業振興係**

〒341-8501

三郷市花和田 648-1

電話 048-930-7722